

第六十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十 一 号

昭和四十七年三月三十日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 大石 八治君

理事 中村 弘海君

理事 山口 鶴男君

理事 門司 亮君

副崎 英城君

塩谷 一夫君

中島 茂喜君

浜田 幸一君

村田敬次郎君

横山 利秋君

和田 一郎君

出席國務大臣

自治大臣 渡海元三郎君

國務大臣 中村 寅太君

(国家公安委員 委員長) 後藤田正晴君

出席政府委員 警察庁長官 土金 賢三君

警察庁長官官房 皆川 迪夫君

自治大臣官房長 立田 清士君

自治大臣官房参事官 森岡 徹君

自治大臣官房参事官 宮澤 弘君

自治省行政局長 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

自治省行政局長官房 林 忠雄君

委員の異動 三月三十日

高島 修君

中山 正暉君

橋本登美三郎君

田中伊三次君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

塩谷 一夫君

田中伊三次君

浜田 幸一君

田中伊三次君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

地方財政の健全化に関する陳情書(茨木市議会議長和田久順)(第一五〇号)

調布基地返還跡地に公会堂建設等に関する陳情書(調布市飛田給一)(三九の三飛田給自治会長野口九二藏外八百二十五名)(第一五一号)

は本委員会に参考送付された。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

最高機関たる国会に対して、行政権を持っており、また、まさに、国権の最高機関たる国会に對して連帯責任を負うところの内閣、具体的に言へば佐藤内閣のきわめて重大な問題である。したがって、国会が大きな紛糾をいたしましたことは、これは当然だと思つておられます。その内容等は、これ予算委員会等で議論をされると思つておられます。私は触れません。ただ、問題は、本日の各新聞紙を拝見いたしますと、何か、あのような外交機密文書を外部に流した者が外務省内部に於けるのではないかと、外務大臣も機密保持について訓示をし、秘密を漏らした場合は、これは国家公務員法百条違反であるということ、内部でいろいろと調査をやっているというようなことが報道されております。

ただ、そこで問題になりますのは、同様の問題がアメリカでも実は昨年問題になっておられるわけですね。ベトナム戦争の秘密文書が外部に流されたとして、そして、これまた、アメリカの国内はもとより、世界をゆるがす大きな事件になったということは後藤田長官も御存じのとおりだと思つておられます。あの、アメリカのベトナム秘密文書を暴露いたしました問題は、それはアメリカの公務員も秘密保持の問題があるかもしれませんが、しかし、少なくとも世界各國の國民があの事件から受け取った感じというのは、やはり、アメリカがベトナムであれほど残酷な行為をしておられるということ、しかし、アメリカは、やはりさすがに民主主義が育つた国だけあって、この民主主義に対する一本の良心があるということ。あのベトナム秘密文書が暴露された事件に対して、そういう意味では、世界各國の人たち、特に平和を愛する世界各國の人たちは、あそこにあるの光明を認めたいというところは事実だろうと思つておられます。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

そこで今回の問題にもなるわけですが、公務員は憲法を守る義務がございます。憲法はもろろん平和憲法であります。そして、憲法の規定の中には、秘密保持云々というような規定もない。ただ、国家公務員については国家公務員法の百条にあたり規定がありますが、今後歴史的に考えて、当時のわが国の政府が、国会をだましてああいったきわめて遺憾な取引をやったというこ

とに対して、あるいは、そういうものも国会の場でも暴露されたということに対しては、やはり後世の史家というものが相当な評価をするんじゃないかと私は思います。それはともあれ、いろいろ問題のある重要な事件であります。私は、こういうものについて、警察がいま捜査に狂奔しているということはないかと思っております。うわさでは、警察が大いに動いているといううわさがある。そんなうわさがありますが、私は、そういうことはいまだろ

うと思っております。一体実態はいかがでありますか。少なくとも、外務省が外務省独自の立場で調査をするというものはあり得るかもしれません。しかし、この問題について、現時点で警察が大いに動くということには非常に問題ではないかと思っております。その点に対する現状の警察の態度について、警察庁長官よりひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○山口(鶴)委員 たいだいまの説明はよくわかりました。少なくとも、私もたいだいまは、こ

ういったきわめて事柄の重大かつ複雑な問題について、警察が軽々に動くべきでないというのを考えておりました。そういう趣旨からお尋ねを申し上げたわけですが、この点に対する長官の御答弁は了解いたしました。長官のおっしゃられたような慎重な態度をぜひひとつ堅持していただくように要請をいたしておきたいと思

わしていかということはいまだろ

○後藤田政府委員 今回の、外務省の極秘文書が外部に出たという件につきましては、私どもは、今日までのところ、新聞等の報道以外のことには承知をいたしておりません。きょうの新聞では、公務員法違反の疑いがあるのではないかと、あるいは窃盗の容疑があるのではないかと、いろいろなこと、警察としては捜査について関心は持つておりますけれども、慎重な態度を持しておるといったような記事がいろいろ出てお

○山口(鶴)委員 たいだいまの説明はよくわかりました。少なくとも、私もたいだいまは、こ

うといったきわめて事柄の重大かつ複雑な問題について、警察が軽々に動くべきでないというのを考えておりました。そういう趣旨からお尋ねを申し上げたわけですが、この点に対する長官の御答弁は了解いたしました。長官のおっしゃられたような慎重な態度をぜひひとつ堅持していただくように要請をいたしておきたいと思

わしていかということはいまだろ

○後藤田政府委員 今回の、外務省の極秘文書が外部に出たという件につきましては、私どもは、今日までのところ、新聞等の報道以外のことには承知をいたしておりません。きょうの新聞では、公務員法違反の疑いがあるのではないかと、あるいは窃盗の容疑があるのではないかと、いろいろなこと、警察としては捜査について関心は持つておりますけれども、慎重な態度を持しておるといったような記事がいろいろ出てお

○山口(鶴)委員 たいだいまの説明はよくわかりました。少なくとも、私もたいだいまは、こ

うといったきわめて事柄の重大かつ複雑な問題について、警察が軽々に動くべきでないというのを考えておりました。そういう趣旨からお尋ねを申し上げたわけですが、この点に対する長官の御答弁は了解いたしました。長官のおっしゃられたような慎重な態度をぜひひとつ堅持していただくように要請をいたしておきたいと思

わしていかということはいまだろ

さてそこで、同じようなケースが全国各地にいろいろ類発をいたしておるようでありませぬ。特に、地方公務員の組合の運営に關して管理職が介入をする。具体的な事例をあげるといたしますならば、組合役員の選挙に際して、こういう役員は好ましくない、Aという候補は好ましくないからBという候補に投票をしろとか、そういうような介入を堂々当該地域の管理職の方々がやっておる。こういうような事例も各地で報告をされておるわけでありませぬ。確かに、国家公務員法や地方公務員法には、不当労働行為というものの規定は、明文ではございませぬ。しかし、ILO条約八十七号、これはすでに批准をいたしておられます。また、ILO条約の九十八号、これもこれまた批准をいたしておるわけでありませぬ。これらのILO条約におきましては、いずれも公務員も労働権というものを保持しているということも明確にし、しかも労働組合の運営に介入してはならないというところを明確にうたっているわけでありませぬ。大体、国や自治体というものは悪いことはせぬのだというものが現在の法律のたてまえになつておるのだらうと思つておる。地方自治法を拝見いたしましたら、罰則というものはございませぬ。当然、府県や市町村という地方自治体を運営いたします首長なりというものはセントルマンであつて、悪いことはせぬのだというものがたてまえになつておると思つておる。そういうこともございませぬから、国家公務員なり地方公務員に對しまして、雇用人である国あるいは自治体の首長というものは、この国際条約に相反するようないふものは民間の労働者に對して規定しているところの労働組合法で禁止しているような、そういう不当な行為は当然やらぬというたてまえがございませぬ。地方公務員法におきましては、地方公務員法に對して、地方公務員に對して、地方公務員を雇用した

しておられます自治体の首長は、不当労働行為に關するようないふことを一切してはいかぬのだというところは明確だと私は思つておる。この点、特に自治省にお尋ねするわけでありませぬが、地方公務員に對しては、いわゆる不当労働行為というものは、明文ではないけれども、自治体は行なつてはならない。不当労働行為を行なうならば、これは違法であるといふ、ふりに当然考慮すべきだと私は思つておる。その点はいかががでしようか。

○林(忠)政府委員 お答えいたします。

山口先生御指摘のとおり、国家公務員法ないし地方公務員法の体系では、労働組合法に規定しておるような不当労働行為という概念は持ち込んでおられないことは御指摘のとおりでございます。これは、国家公務員なり地方公務員、つまり、公務員の労働関係と民間の労働関係とが、いろいろな意味で質の違ふ点もございませぬので、法の体系が違つておるというところからくるわけでございます。したがつて、御指摘のとおり、国家公務員なり地方公務員なりについては、不当労働行為がたつたべしというふうな趣旨でないことは、まさにおっしゃるとおりだと存する次第でございます。国家公務員法なり、地方公務員法なりにつきましても、労働組合法にいう不当労働行為のうちで、差別取り扱ひであるとか、あるいは経理上の援助であるとか、そういうことをやるべきでないという明文の規定はそれぞれ設けてございませぬ。それから、いわゆる支配介入ということに對しての明文の規定はないことは御指摘のとおりでございます。法体系全体としては、同様の労働関係にある場合は同様の原則に従ふべしという考え方からして、法は、いわゆる不当労働行為という概念は持ち込んでおられませんけれども、不当な行為に對しては全体的には否定的な考え方であるといふことは明瞭だと存じておられます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、地公法には支配介入を禁止するという明文の規定はないが、しかし、組合に對して、雇>Mainなり、その命を受けて働く管理者が支配介入することは明確に違法な行為であるといふふうに了解してよろしいわけですね。

○林(忠)政府委員 職員団体の本来の法の趣旨、目的に沿つた正当な活動に對していろいろ支配介入する、これはあるべきことではないといふふう

に考えられます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、特定のある自治体の首長が、当該の議会に對して、いや、地方公務員法には不当労働行為という明文はありませんから、したがつて、管理職が組合の正当な行為から、したがつて、管理職が組合の正当な行為に——組合役員の選挙なんというものは、まさに当該団体の正当な行為であります、そういうものに支配介入しても、これは不当労働行為ではないのだ、違法な行為ではないのだというふうなことを明言することは、これは間違つた見解の表明である。かように理解してよろしいわけですね。

○林(忠)政府委員 組合の正当な活動に關しての支配介入といふことは、やはり否定するべきであると存じます。組合の役員の選挙について、この人がいい、この人がいけぬといふことを、何の理由もなしに管理の系統を通じて言ふということ、これは、やや疑問のある行為であると思つておるが、組合全体の運営方針に關して——こういう人がいい、こういう人が悪いといふ、選挙の当選そのものについての議論は別として、組合の運営方針その他に關していろいろ批判し、これを評価するといふことは、管理職という立場ではなく、地方団体全体、どの職員にも、だれにも、その自由はあるものとは存じておられます。選挙そのものについてはいろいろ介入といふものはあるべきことではないだらうと考へておられます。

○山口(鶴)委員 そこで、さらにお尋ねをいたしたいと思つておるが、自治体の首長は、現在、憲法の規定、それから公職選挙法の規定等によりまして、住民の直接選挙で選ばれるといふたてまえになつておられます。一たん当選をいたしましたこの首長が、引き続き当選をいたしたいといふ気持ちを持つことは、私はあながち否定はいたしません。当然あるだらうと思つておるが、しかし、そ

れには、その活動についてはおのずから限度があるべきだと思つておる。そこで、特定の首長が引き続き当選を得ようとする目的で後援会の組織をつくる。そして、その後援会に對して管理職が入ることを大いに慫慂する。現に、管理職の大多数がその後援団体に入つておる。そして、その管理職が、下部職員に對して、その後援団体に入ることを働きかける。しかも、その場合に、この団体に入れば人事異動の際に十分配慮をする、希望する人事を行なう、このような約束をしながら、この勧誘を大々的にやる。このような行為がはたしてよろしいかどうか。

さらに私はお尋ねいたしますが、地公法の十五条にはいわゆるスポイルシステム排除の原則がうたつてあるわけでありませぬ、特定の団体に入つたという理由でもって——適格かどうかということとを判断して本来人事をやるべきものであるにかかわらず、そういうことを抜きにして、単に、知事の後援団体の構成員になつたからといって、抜きの人事をやる、管理職につける、役づきにするといふようなことは、明らかに地公法上違法な行為である。地公法の第十五条違反である。私はかように考へるのでありますが、この点に對しての御見解はいかががでしようか。

○林(忠)政府委員 御指摘のとおり、地方公務員法第十五条において、人事は能力の立証に基づいて行なうという原則に立つてございませぬ。人事は常に、その本人の能力、勤務成績その他を勘案して、公平に行なうべきものでありませぬ、公務と關係のない団体に所屬しているとか、所屬してないとか、その他によつて人事を左右することは許されぬことであると考へます。

○山口(鶴)委員 わかりました。現にそういうような行為をやつておる自治体があるといふことは、自治省としては一体どのような行政指導、といひますか、対処のしかたをするつもりでございませぬか。

○林(忠)政府委員 自治省としては、地方団体の運営に關して、いわゆる地方自治の趣旨に基づい

て、あまりこまかいことまで関与をすることは常には避けておりましたが、法の趣旨に従った運用をするようにという考え方で常に一般的な指導はしておるつもりでございます。また、人事についても、おっしゃるようなことをやっておる団体がそりあろうとは、実は思っておらないわけでございます。

○山口(鶴)委員 そういうときは、地方自治の精神を自治省は大いに堅持をされるわけですね。都合の悪いことは地方自治を尊重し、都合のいいことについては、大いに中央集権的な思想のもとに、いろいろと内簡を出したり、あるいは通達を出したりいたしまして行政指導をやる。そういうところは自治省の悪いせじやないかと私は思うのです。後藤田さんもかつて自治省のお役人でしたから、当時のことを反省して、いまよく理解するよりなお顔をされておりますが……

○林(忠)政府委員 十五条そのものの違反についての罰則というのはいらないと思います。ただ、地方団体の管理運営については、地方自治法なり、公務員法なりに即してやるべきであり、それにはずれた行為があるとすれば、その地方団体において、それに関する責任の追及は行なわれる。こういうたてまえになっております。

○山口(鶴)委員 ただし、差別取り扱いは禁止をするという地公法の規定がございますね。これに反した場合はたしか「一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」というのが罰則であったと私は記憶いたしておりますが、いかがでしょうか。
○林(忠)政府委員 ただいまの答弁、一部訂正いたします。
十五条についても、十五条の規定に違反して任用が行なわれると、それについての、責任者についての罰則がございます。
○山口(鶴)委員 その場合に罰則があり、しか

も、地公法で、差別の取り扱いをした場合は罰則があることも御存じだと思います。

○後藤田政府委員 さつき外務省のお話をしたわけですが、自治体の運営に關して、直ちに、警察が、国家公務員法百条の罰則があるというて動くことについては慎重であるべきだ。事の性質も重大である。地公法についても、直ちに、県庁内の人事に一々警察が目光らして、そうして積極的に動くというところは問題だと私は思うのですが、しかし、明らかに地公法上罰則がある問題に対して、告訴、告発が、これは官庁の当局ではないし、職員団体その他からあったという問題については、警察は、警察の中立的な公平な立場から当然対処すべき課題だと思いますが、これはいかがでしょうか。

○後藤田政府委員 そういった罰則規定の運用でございますが、形式的に言え、罰則があるわけですから、警察としては、それに違反した容疑があれば、犯罪の容疑があるということで、捜査に着手するということは当然だと言ひ得ましよう。しかしながら、現実の警察権の運用という場合には、自然犯的なものと、こういつた行政上の目的達成のための担保としてある、いわゆる行政刑法の運用というものについては、おのずから違いがあつてしかるべきもの、かように考えます。そういう意味合いから、御質問のような事件の場合には、当該地方団体内における行政上の処置あるいは政治上の諸般の問題についていろいろ適切な処置を講じられるということが前提で、その上に立つて、なおかつ法の目的が達成できないといったような場合に、罰則の規定を運用して、警察権の発動があり得る。こういう運営がしかるべきものである。私はかように考えます。

○山口(鶴)委員 とにかく、私が冒頭に申し上げた国家公務員法百条の問題について、警察が慎重な態度をとっていることは当然だと思ひます。しかし、長官の御答弁では、外務省といいますが、当該官庁が内部において実情を調査し、その上で

警察に連絡がありました場合には、捜査をするというところは当然あり得るという趣旨の御答弁でございます。私は、これは、雇用されている人の罰則であつても、雇用する人に対してはまた、差別的な扱いをしたり、法律違反の行為をやつた首長の行為については同等に扱ふべき問題だと私は思ふのです。そうでしょうか。それから、これが官庁のほうから警察に提起があつたら、これはきわめて迅速にどんでんやるが、しかし、職員団体のほうから首長の違法な行為に対して告訴、告発があつた場合は、全く慎重そのもの、さっぱり何にもせぬというようなことは法の精神に反すると思ふのですが、その点はいかがでしょうか。

○後藤田政府委員 告訴、告発があれば、告訴、告発をした者の立場がどのようなものであれ、全く同じ扱いをいたすつもりでございます。

○山口(鶴)委員 そこで、また自治省にお尋ねをしたいと思いますのですが、自治体の首長の後援団体は管理職がほとんど入つてゐる。そういう中で、現在の職員組合は非常に偏向してゐる。したがつて、役員をかえさせることはもちろん、現在の組合の運動方針、また活動の実態というものについてもこの際積極的に介入をして、そして方針を改めさせなければならぬという、こういう趣旨の方針を堂々と後援団体の活動方針としてつうたい、そして、管理職を中心にしたしまして積極的にこの行動を行なうということについてはいかがでしょうか。

○林(忠)政府委員 団体がいろいろな形でできるのは、これは一応自由な形でございますし、その団体がほかの団体に対していろいろ批判その他をし、あるいはそれを是正しなければならぬというたうこと、それ自体も一つの主張として自由だろうと思ひます。そこで、先生が御指摘なのは、自治体の首長その他管理職系統が、いわゆる職制を通じてそういうことをやつたらどうかというふうな受け取るわけでございます。職制を通じてそういうことをやる、そのこと自体、既存の組合——組合と云つてはいけなけれども、ある

別の団体の行為についての批判が、批判されるべきものとして批判する批判に関しては自由でございますけれども、その批判を人に強制するといふような姿であれば、これは問題がある。批判されるほうの行為が、それがまた、正当な組合活動か、あるいはそれがやや逸脱したものであるかというような点も、その辺の価値判断は違ふと思ひますが、いずれにせよ、具体的な事案がないと、そういうことに対する判断はちよつとくだしにくい問題である。そう存じます。

○山口(鶴)委員 一応これで保留しておきまして、大臣が参りました場合に若干のお尋ねをしたいと思います。

○大野委員長 承知しました。
小濱新次君

○小濱委員 四十七年度の予算にも関係がございますし、また、公安委員長としての悩みでもあらうと考えますので、長官と官房長にお尋ねをしていきたいと思ひます。
パトカーとかいろいろな車両がございますが、それと、あと水上舟艇、この二点について少しお尋ねをしていきたいわけですが、これが国からの現物支給というふうになつておつて、その辺の私どもの理解がどうもちよつとできないわけですが、いろいろの経緯については伺つておりますが、この問題についてお尋ねしておきたい一つは、まず最初に、この都道府県の警察車両等使用中——四十六年度一年間で何つてありましたが、このうちで、その事故の件数と死傷者数。この問題。それともう一つは、現場検証中に起こつた件数と死傷者の数。これがわかればお答えをいただきたいと思ひます。

○土金政府委員 お答え申し上げます。
まず、最初のほうの、警察車両等の使用中に警察官が殉職あるいは傷病等の負傷を負つたという事例はどのくらいかという御質問でございますが、警察職員が警察車両を使用中の事故と申しますと、大体これは、警察官が白バイ等により交通

の指導、取り締まりに当たっていた場合に殉職あるいは負傷したという事例が大部分でございます。この点について調査をいたしましたところ、交通取り締まりによる殉職、負傷者につきましては、各県から警察庁に報告があった件数では、昭和四十六年中は殉職が六件、それから負傷が七十四件、合計八十件。こういうふうなことになるかと存じます。

それから、第二の御質問の、警察官が、交通事故処理、つまり実況見分等の交通事故の処理中に死傷を負った件数でございますが、これは四十五年の統計でおそれ入りますが、四十五年の統計によりますと、死亡が二件それから負傷が百九十一件、合計百九十三件の事故を出しております。

○小濱委員 この警察官の殉職者に対して、私のほうで謝ったので少しわかっておりますが、正確な内容でもあらうと思っておりますので、そのとおり理解いたしますが、この人たちの殉職、傷病等に関する補償の面がいろいろと変更されておるのでございます。具体的に私から申し上げませんけれども、こういう問題についてはどうなっておるか。また、どういってお考えをお持ちになっておるか。これも伺っておきたいと思っております。

○土金政府委員 こういう交通事故等によりまして災害を受けた場合、あるいはまた殉職した場合の警察官あるいはまた遺族に対する補償の点でございますが、これは、犯人の逮捕等の場合と大体同じような補償の方法なり、その遺族に対する対策といふものをとっておるわけでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、まず、公務災害補償の制度がございまして、つまり、地方公務員災害補償法に基づきまして、殉職した場合に年金額が出ます。また、ほかに一時金が出るわけでございまして、なお、これにつきましては、自動車運送中に起きたというふうな場合には、いわゆる自動車損害賠償特例法、自賠法が適用される場合がございます。この場合には、この補償が免責されるというふうなたてまえになっておるわけでございます。

そのほか、賞じゅつ金の制度もございしますが、これも警察表彰規則によりまして、これは金額が三百万円以内というふうなことに相なりますけれども、警察庁長官が賞じゅつ金を出す場合もございまして、あるいはまた、都道府県知事からもこの賞じゅつ金が支給されるのが大体その例になっております。

そのほか共済組合法によりまして遺族年金が支給されますが、さらに、殉職でなく、辛い傷病にとどまったという職員に對しましては、その治療に關する一切の手当はもちろんのこと、そのあとのリハビリテーションと申しますか、職場に完全に戻れるまでの完全なめんどうを見たいというところ。あるいはまた、その間、家族に對するいろいろの激励をするとか、あるいはめんどうを見る。さらに、職場に復帰した後も、適当な職場で仕事ができるように、その点でものりハビリテーションと申しますか、そういう点におきまして、かゆいところの手の届くようなお世話をやっている。こういうことでございまして。

これにつきましては、負傷者につきましては、その全快が長くなる、あるいは余快したあとで後遺症を残す、というふうな事例も聞かれますので、そういうふうな点についてあとと忘れられたいものをつくりまして、その点は組織的に継続的にめんどうを見る。こういうふうな措置をとっているわけでございまして。

○小濱委員 いろいろの制度のあることがよくわかりました。ただ、その内容によって、非常にはなやかな場面で殉職をされた方と交通関係の殉職者の内容を調べてみますと、非常に目立たない、影の功労者と言われるような場面での殉職の方がたいへん多いわけですね。私のほうでは、大体年間二十件くらいその事件を起こしているのではなからうか、あるいはまた相当の死傷者が出ていたのではなからうか、こういうふうに見ておいたわけですけれども、どうかひとつ、その格差といいますか、大きな開きがないようにぜひともしていただきたい。

そのほか、賞じゅつ金の制度もございしますが、これも警察表彰規則によりまして、これは金額が三百万円以内というふうなことに相なりますけれども、警察庁長官が賞じゅつ金を出す場合もございまして、あるいはまた、都道府県知事からもこの賞じゅつ金が支給されるのが大体その例になっております。

いただきたい。そしていま、心あたらない配慮というところばを官房長が申されましたけれども、そういう面での御配慮が必要ではないかというふうなわれわれは思いますし、いろいろと地元からの悩みの声がありますので、その生活保障、家族の将来に對して、格差のない、できるだけのあたたい思いうりやせひともひとつやっていたいただきたい。こういうふうな思ひを御質問申し上げたわけでございまして。

そこで、車の現有状況ですが、警察からいただきました四十六年度末の現状は、パトカーが約三千六百台、それから白バイが約三千台、捜査用途車両が約五千七百台、その他約一万六千九百台。こういうふうになっております。これが現有状況のようでございましてけれども、これが国からの現物支給、こうなっているところに、耐用年限等もいろいろ問題が起ころうと実情にそぐわないという問題が起ころうと実情にそぐわないというふうに思っておるわけですが、その耐用年数という点については、それから国からの現物支給という問題について御意見を伺っておきたい。

○土金政府委員 国からの現物支給、こういう面での問題でございますが、警察法の第五条には、国家公安委員会の任務及び権限が規定されておりますが、この中に、警察装備に關しましては、国家公安委員会がこれを統括するといふふうな規定がされておるわけでございまして。国家公安委員会が警察装備について統括すると申しますのはどういふことかと申しますと、やはり、警察の装備というふうなものにつきましては、全国的な見地からこれを適当の水準に維持する必要がある。警察力の維持という観点から、これを国家公安委員会において統括的に把握して、その水準を維持するような管理と申しますか、基準をつくって、その基準に合うように維持していく。こういうふうな規定があるわけでございまして。その規定を受けまして、さらに警察法は、都道府県警察における警察用車両及び船舶、その他の装備品について整備する経費につきましては、これを国庫が支弁する。

○土金政府委員 国からの現物支給、こういう面での問題でございますが、警察法の第五条には、国家公安委員会の任務及び権限が規定されておりますが、この中に、警察装備に關しましては、国家公安委員会がこれを統括するといふふうな規定がされておるわけでございまして。国家公安委員会が警察装備について統括すると申しますのはどういふことかと申しますと、やはり、警察の装備というふうなものにつきましては、全国的な見地からこれを適当の水準に維持する必要がある。警察力の維持という観点から、これを国家公安委員会において統括的に把握して、その水準を維持するような管理と申しますか、基準をつくって、その基準に合うように維持していく。こういうふうな規定があるわけでございまして。その規定を受けまして、さらに警察法は、都道府県警察における警察用車両及び船舶、その他の装備品について整備する経費につきましては、これを国庫が支弁する。

○土金政府委員 国からの現物支給、こういう面での問題でございますが、警察法の第五条には、国家公安委員会の任務及び権限が規定されておりますが、この中に、警察装備に關しましては、国家公安委員会がこれを統括するといふふうな規定がされておるわけでございまして。国家公安委員会が警察装備について統括すると申しますのはどういふことかと申しますと、やはり、警察の装備というふうなものにつきましては、全国的な見地からこれを適当の水準に維持する必要がある。警察力の維持という観点から、これを国家公安委員会において統括的に把握して、その水準を維持するような管理と申しますか、基準をつくって、その基準に合うように維持していく。こういうふうな規定があるわけでございまして。その規定を受けまして、さらに警察法は、都道府県警察における警察用車両及び船舶、その他の装備品について整備する経費につきましては、これを国庫が支弁する。

こういうふうな経費分担の規定ができておるわけでございまして。つまり、都道府県警察に要する経費というものは三本立てに突はなっておるわけでございまして。一つは、全額国費で支弁すべきもの。それから二つは、補助金で支給するもの。それから三つは、都道府県警察自体で負担するもの。こういう三つになっておりますけれども、先ほど申し上げましたような理由から、警察の装備、車両等につきましては国庫がこれを支弁する。こういうたてまえになっておるわけでございまして。この規定によりまして、先ほどの御質問の警察用の車両、舟艇等につきましては、これを国が調達して、県にこれを配分する。こういうたてまえになっておるわけで、全国的な装備の水準を維持するという立場からは、そういう目的からは、やはりそういうことが必要である。こういうふうな私どもは考えておるわけでございまして。

そこで、水準を維持するためには、耐用年数等があまり長くて、車両が実際の役に立たないという点ではやはり問題でございます。私どもも、そういう見地から、この車両の耐用年数をなるべく短縮しまして、常に、警察用車両の能率的な運営と申しますか、効率的な車両の管理ができるようにいたしたい。こういうことで、毎年、予算要求にあたりましては、その点に重点を置きまして努力いたしておるわけでございまして。

先ほど御指摘のありましたように、パトカーにつきましては、現在六年という耐用年数になっておりますが、四六時中運転しておるこのパトカー等につきましては、六年という耐用年数ではまだ長過ぎるわけでございまして、四十七年度予算においては、ほかの車両については若干これを短縮するような措置が認められておりますが、パトカーについては、六年という耐用年数が引き続き継続されることになっております。私どももいたしまして、この点につきましては、第一線からのいろいろな意見等も伺っておりまして、第一線の希望に沿うように今後とも一層の努力をして

まいりたい。こういうふうに考えておるわけでございます。

舟艇につきましては、同様なことがあるわけでございます。現在、舟艇は、十五年というものが更新の一応の基準のような感じになっておりまして、米年度予算で更新が認められるようになりまして、多いのは十八年から十九年くらいつておる。こういうふうなものがよりよく今度更新を認められておる。こういうふうな状況でございます。ただいまの小湊委員の御指摘、私もそういったしまでもほんとうにありがたい御趣旨でございます。今後ともその御趣旨に沿いまして私も努力してまいりたい。こういうふうに考えておるわけでございます。

○小湊委員 水準維持ということいろいろ努力をなさっておられるという御説明がございましたけれども、パトカーの耐用年数は、四十六年度も六年になっております。四十七年度、これも予定でありまして、六年というふうになつております。それから同じくジーブ型、これが四十六年度も八年、四十七年度も八年、白バイが四十六年度も六年、四十七年度も六年、五年度、捜査用の車両等、これが四十六年度も十年ですが、四十七年度は八年。その他の車両というのは、四十六年度が十年で、四十七年度も十年。こういう耐用年数のようでございます。

そこで、これの短縮についてぜひ考えるべきではないかと私も考えるわけですが、東京都の事情も調べてみました。私は神奈川県でありますので、神奈川県の方も調べてみました。これは、国からの現物支給という問題と耐用年数という問題で、地元の声もぜひ何とか反映してもらいたいという声もございまして、お尋ねするわけですけれども、パトカーについて、四十六年度は六百二台で、五億二千万円、四十七年度予定も、これも六百三台分、同じ五億二千万円。捜査用の車は、これは大体倍くらいふえているようです。これが四十六年度は一億三千万円で、四十七年度は

三億になっておりますが、白バイは、四十六年度は、九百四十三台で、一億九千万円、四十七年度は、四百十六台で、九千万円というふうになっておりまして、これは半分以下に米年度、四十七年度の予算はなつておる。こういう計算になっております。こういうことで、その他のほうもあまりふえておりません。少しふえておるといふような状況になっております。

三億になっておりますが、白バイは、四十六年度は、九百四十三台で、一億九千万円、四十七年度は、四百十六台で、九千万円というふうになっておりまして、これは半分以下に米年度、四十七年度の予算はなつておる。こういう計算になっております。こういうことで、その他のほうもあまりふえておりません。少しふえておるといふような状況になっております。

地元のほうで、警察の車をとらえてほろちパトカーということばで呼んでいるのを私は聞いたことがあるが、こんな声が町にあるということは、これはゆゆしい大事だなどとは感じないわけではございませんし、実際に、耐用年数が長いために、この現物支給という仕組みの上から、どうしてもこういうことばが出るのではなからうか。こういうふうな私どもは思っております。この事故件数の内容については、私は詳しくは調査してございせんけれども、ぼろちと書かれるような、そういう声の中から、事件、事故あるいは殉職者が出てくるといふようなことになると、これもまた私どもの責任であろうと考えるわけでありまして、このパトカーとか捜査用の車両、白バイ、この耐用年数の短縮という問題については、ぜひともこれは真剣に考えていかなければならぬと考えるわけですが、この点についても一度お答えをいただきましたと思っております。

○土金政府委員 お答え申し上げます。警察の車両がほろちというふうなことが定評になつておりますとすれば、まことに遺憾なことではございまして、私どもも、その点については一そう努力いたしたいと存じております。

先ほど先生から、米年度予算の更新のための予算は必ずしも伸びていないという御指摘があったわけでございますが、この点につきましては若干の事情がございます。と申しますのは、たとえは、白バイがちょっと減つておると申しますのは、これは、ちよと米年度に耐用年数の更新すべき車が来た車両の数、白バイの数が少なかった。こう

いうふうなことで少なくなる。こういうふうなことでございまして、ある年度では非常にたくさん買った。たくさん買えば、そのちよと耐用年数のときにたくさん買った買つて更新しなければいけない。少ない台数で買った年のものは、その次の更新のときに来ますと、わりあい少ない台数の更新しかできない。こういうふうなことになるわけでございます。そういうふうな事情が若干白バイについてはあった。こういう点があるわけでございます。しかしながら、何と申しまして、ただいま小湊先生の御指摘のように、警察用車両につきましては国費でもってこれを負担していく。こういうことに相なつております以上、私どもも努力して、第一線の警察の活動に支障のないようにいたしたいということをさらに一そう努力したい。こういうふうなことを考えております。

○小湊委員 時間の制約を受けておりますので、次に水上舟艇について少しお尋ねをしたいと思います。耐用年数が十五年。そこでいろいろと努力をしておられるようですが、現在予定しているのは、十七、八年ぐらい使用中の舟艇、こういうことのようにございまして、昨年度は七隻更新したようですけれども、五千万円、こういうことになっていきますね。七隻で五千万円。そこで、本年度の予算を見ますと、十隻で約一億となつておるようですが、十隻で一億ということになりますと、一千万円で一隻の船をつくる。こういうことになりまして、どの程度まで海域をこれは守備することができかねたという疑問が起つてくるわけですね。東京都の問題、あるいは川崎や横浜の問題、向こうへ行きますたびごと荒波を受ける。そこで、その波に耐え得るような海上作業が、新船が、はたしてこの予算でできるかどうか。あるいはまた、いま叫ばれているような、なるべく船は大きいもの方がいいとか、あるいは船足の速いもの、速力の出るものという条件が入ってきますと、この予算ではたしてどこまで整備され

るのであろうか。このようにわれわれ思うのですけれども、十五年以上の舟艇が、私どもの調べによると五十隻ぐらいあるようです。これの対策を早く考えていきたいと思います。これは逮捕にも大きな支障が出てくるであろうと思つておられる。その五十隻という点と、耐用年数、このことに対する本年度の予算が非常に少ないということ、この点についての御説明をお願いしたいと思います。

○土金政府委員 船の耐用年数の問題でございますが、十五年以上経過しているというものが、ただいま御指摘のようにやはり五十隻近くございます。この船の問題につきましては、実は、海上保安庁との関係があるわけでございます。海上保安庁も、御承知のように、海上におけるいろいろな取り締まり等に当たつておるわけでございます。沿岸部に近いところにおいては、主としてこれは警察が実際にやっておりますけれども、その間にいろいろと協定などもございまして、合理的な配分と申しますか、能率的な活動が両者でできるような調整をとつておるわけでございます。そういうふうな見地から、従来、警察のほうは沿岸部が多いのだからというので、どうしても小型の船が多くなる。こういうふうな事情もあつたわけでございます。しかしながら、最近、海上における火災というふうないろいろな問題も多く発生するようになってまいりましたし、あるいはまた公害というふうな問題もあつて、いろいろと海上における事実というものがふえてきておる。したがって、海上は海上保安庁だけでいいというので、警察がこれに無関心でおるといふようなことはとうてい許されないうわけでございます。こういうふうな点については、私どももいたしまして、なおもう少しこれを大型化するといふふうなことも必要であるといふふうに考えておるわけでございます。

船につきましては、何らかの継続的、長期的な対策というものををつくりまして検討していきたい

い。こういうふうには実は考えておるわけではないです。

○小濱委員 決意のほどをお伺いしましたけれども、実は、神奈川の三浦半島からずつと向こうのはずれまでどのくらいありますか。七十キロぐらゐありますでしょうか。その範囲内にある警察の水上舟艇というものは、一トシ船が葉山にあるだけで、一番小さいのもです。五十トシから大体五トシぐらゐまでが各部署に配置されているように思われますけれども、あの相模灘の荒海に一トシ船が一隻葉山にあるだけ。これはどういふ目的かわかりませんけれども、こういう状態では、たして水上舟艇の役目が果たせるのであろうか。御存じのようから川崎には五隻、横浜には七隻ということですから、犯罪もそういう点でも多くなつておられますし、犯罪もそういう点でも多くなつておられます。そういう活動の場面が広がつておるときに、いまのような現状では、たしてその目的が達成できるものであろうかという疑惑を持つわけですか。そういう点で、いま長期計画という話を伺いましたけれども、これは後藤田長官にお尋ねしたいのですが、この予算も、先ほどパトカーの例を申し上げましたけれども、前年度並みの現状とか、あるいはまた半減しているという、こういう数字が出てきておられます。いろいろ事情はあるのだという説明がございましたけれども、こういう予算規模の内容では、十分な装備の体制を整えることは不可能であらうというふうにわれわれは考へるわけですか。こういう点で、もっと積極的に御配慮いただきたい。私は海のことには大きな関心を持つておるわけですから、そういう立脚から、予算面での長官のお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○後藤田政府委員 車両の点につきましては、問題はやはり耐用年数の問題と単価の問題。この二つが問題だと思ひます。私も持っておりますが、車両の総数は、正確な数字じゃございませんが、一万四、五千台あると思ひます。これをかりに、

耐用年数七年のものを五年にするといつたようにいたしますと、相当な金額がかさんでくることゝなつた。急遽な改善措置がとれない。これが実情でございます。まことに残念に思つております。しかし、私も持っておりますが、耐用年数短縮の問題については、もう少し車というものは効率的に使わなければならぬ、数があるだけでは済む問題じゃないのだということ、財政当局にもいろいろ話をし、ここ数年、毎年どれかの車種について短縮してもらつておられること、やっておりますが、さらに一そうこれは努力を重ねてまいりたいと思ひます。決して十分だとは思つておりませんが、車の使い方という観点から見ても、まことに非効率的である。かように考へておられます。

舟艇の問題につきましても、耐用年数の問題、さらには舟艇の大きさの問題、能力の問題等いろいろウイークポイントを持つておられます。この点については、ほんとうにお話にならない、まことに申しわけない次第である、こう思つておりますが、根本は、やはり、海の犯罪捜査というものの点について、海上保安庁との関係がどうなつておられるのだという点が、実は予算折衝上毎年のネックになつておられます。こういう点については、ようやく昨年海上保安庁と私のほうとの間に協定ができました。したがつて、そういう線に沿つて、今後は十分実態に合うような舟艇の整備をいたしたい。この舟艇も、おそらく現在百七十隻ぐらゐ持つておると思ひますが、いずれも能力不足でございます。これは、昔は、知事部局に警察部があった当時は、漁業取り締まりである、は漁業保護といったような観点から、相当大きな船を持つておりましたけれども、御案内の警察制度改正の際に、国家警察、自治体警察に分かれたとき、に、國警ノボートというアメリカ側からの指令等もございまして、そういうふうな関係から、海上犯罪の捜査について船がなくなつたというふうな事情も、沿革としてはあるわけでございます。しかし、現実には、私どもの犯罪捜査の及ぶ範囲は、やはり領海の範囲内は及ぶという考え方でございまして、ただいま申し上げた海上保安庁との関係もこれあり、私どもの大体のいままでの運用方は、港の中及び一部の沿岸、こういう関係で適用いたしておりました。したがつて、船の大きさは、今度復帰する沖繩等については若干事情が違ふかと思ひますが、まず、大きいものでは五トシ、大体その程度まであればいいのではなからうかと思ひますが、そこを自安にしまして、隻数もふやすし、同時に能力も十分ある船がほしい。同時にまた、予算上の耐用年数も、十五年は、これはいさか長過ぎると思ひます。こういうふうな点についても、将来の私どもの大きな課題である。今日まで、私もできるだけの努力はしたつもりでございますが、実は、さつき申しましたような基本の問題があつたわけで、これを御了解願ひたいと思ひますが、私どもとしては、海上保安庁との間の問題も解決いたしておりますので、今後は、私どもの任務達成に必要な水上舟艇の整備というところに努力をいたしたい。かように考へておられます。

○小濱委員 これは官房長に伺つておきたいのですが、舟艇にしましては、海上での事故は、これはまた命にかかわる問題でございます。それから、車両の問題についても、命をかけたそういう作業になつてくるわけですね。ですから、これらの整備、いわゆる整とんとすることは非常に大事なことでございまして、どうですか。いま車両台数がこんなにあるのだ、あるいは舟艇でも百七十隻からあるのだということですから、一べんその実態を線検してあからさまにして、これからの予算編成にそれを示しながらまた獲得をしていくというふうなことで、これは早急に積極的にやつていただくべきで、いま申し上げましたような内容の改正はできなからうとわれわれは思つておられますが、そういう意味での線検ということについて、官房長はどういふふうな御考えをお持ちになつておられますか。

○土金政府委員 お答え申し上げます。

警察庁で国費をもつて支弁するといふふうになつております以上は、これらの車あるいは船につきましても、警察庁といたしまして、これを調査いたしました。その実態を把握し、それに基づきまして毎年予算要求をいたしておる。こういうふうなことにいたしておるわけでございます。この予算額は、御指摘のように、なるほど十分でないといふことはまことに遺憾ではございませんが、これにつきましても、徐々に私どもの努力が実りまして、予算は、その額といたしましては、ほとんど毎年相当ふえておる。もう倍増くらいになりつつある。こういう状況でございます。そういう実情を訴えて、現在全力を尽くしてそれに対処しておるといふのが実情でございます。しかし、ただいま小濱委員から御指摘のようになつておられます。さきに一そういふたこの点につきましても、さらに一そういふた実態把握についても努力いたすとともに、今後予算折衝等につきましても努力いたしたい。こういうふうな考へておられます。

○小濱委員 官房長にさらに重ねてお願ひしたいことは、先ほど申し上げましたように、これから夏季を迎えますと、毎日非常な人出で、水難事故等も多く発生する。そういう地域に船の配置がないといふことですから、これは全国的に調べれば相当不足数が出てくるんじゃないかと思つておられます。ですから、実態調査もしていただいて、明らかにしながら、われわれもできるだけの努力を払つていきたいと思ひますので、そういう点での実態調査ということがいつても努力してもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○土金政府委員 そういふふうな点につきましては、御配慮いたしております。また、今後とも、そういうふうな点についても配慮をさらに強めていきたい。こういうふうな考へておられます。

○小濱委員 それから、長官にも一つお尋ねしたいのですが、先ほど海上保安庁との協定という問題の御説明がございました。私ども、

当委員会に所屬しておられます。海上消防とい

問題と水難という問題についての水上舟艇の活躍、それから犯罪の面からも、どうしても協定という点に問題があるのじゃなからうかと思つておられます。ですから、これは、海上保安庁とも、警察の立場から、そういう点での協定をさらにがっちりとして、その守備範囲といふか、犯罪捜査のためにどれだけ最大の協力を得られるかという点について、一そう話し合いを進めてもらう必要があるんじゃないか。こういうふうに考えますので、その点の強調をしておきたいと思つて、長官、いかがでございますでしょうか。

○後藤田政府委員 役人というのは、権限という問題になりますと、これはなかなかやかましい問題でございます。いい面もあれば、悪い面もあると思つて、そつと、海上犯罪の問題について、ずいぶん長い間いろいろな問題がございまして、御趣旨のようない点から、それは権限の問題として理解するのじゃないのだ、やはり、海上における事故なり、犯罪なりを、どのようにお互いに協力してやるのがベターなんだという観点に立ち返つて、そして、お互いに譲歩すべきところは譲歩する、まとめるところはまとめるのだというので、話し合いが、御趣旨のようない点で、よりよく昨年できなかった。かようなことと、御趣旨を体しまして、十分ひとつ努力をしてみたい。かように思つておられます。

○小濱委員 次は、公安委員会のことについて少しお尋ねをしたいと思います。
神奈川県には今度川崎という指定市ができました。二つになつたわけですね。ここに委員は五人選出をされておられるわけですね。現在川崎に一人委員がおられます。横浜に二名おられるわけですね。こういうことで、いろいろと規定に従つて配置がきまつていくわけですね。御存じのように、河野一郎先生が建設大臣時代に、神奈川県には、もう一つ、西湘百万都市の建設構想を発表になつておられる。これはなかなかむずかしい問題がありま

すけれども、こういうことになつてまいりますと、その配置はどういうふうになつていくのであろうかなというところが一つ。
それから、神奈川県、愛知県あるいは北海道、大阪方面は、事故件数が非常にふえておられます。公安委員会の活動も非常に過勞になつておられるという話も聞いております。そういう点でたいへんな御苦勞をかけておられるわけですね。この五人という定員について検討の要があるのではなからうかなとわれわれは考えるわけですね。この点について何か御意見がございましたら何つておきたいと思つておられます。

○土金政府委員 お答え申し上げます。
第一点、神奈川県は指定市が二つになつたわけですが、将来三つになるといふふうなことも考えられるではないか。こういう御趣旨かと存じますが、一つの都道府県が三つ以上の指定市を包括することになるといふふうな場合に、現在あります指定市の市長の推薦制度をこのまま続けるかどうか。こういう点になりますと、これはやはり制度の根幹に属してくるような問題にならうかと存じます。二つまでは法律が予想しておつた、こういうふうな解せられるわけでございますけれども、三つになりますと、やはり制度の根幹に属してまいらうと思つて、都道府県公安委員会の構成自体についてあらためて再検討しなければならぬことにはなつておられないか。こういうふうな現在のところでは考えておられるわけでございます。

第二の御質問の公安委員の数の問題。もう少しふやすということか、どういふ問題でございませぬが、御承知のように、申し上げるまでもなく、公安委員会というものは、その任務をいたしまして、民主的な運営を確保すると同時に、合議制によつて中立性を担保する。そういう警察法の理念に基づく問題が一つあると同時に、いま一つ、この公安委員会が、時々刻々変わります緊急な事態というふうなものに對しても、意思決定を明確に示さなければならぬ。こういう意味

で、迅速性あるいは緊急性ということが公安委員会の組織には要求される。あるいはまた、意思決定についても、偶数ですと多数決といふふうなことができないこともございまして、やはり奇数でなければならぬ。こういうふうないろいろな要件があるわけでございます。したがうして、本来ならば、この両者の要求を満たすという意味から申し上げますと、公安委員は三人が適當である。こういうふうな考えられるわけでございます。ただ、従来の六つの指定市につきましては、これは指定市の特殊性といふものを考慮いたしまして、その公安委員会の構成に指定市の区域の住民の意思を反映させるといふ意味で、これを二人増加した。こういう点があるわけでございます。したがうして、三人が原則、それに特殊な事情で二人を加えたといふことで、もうこれ以上ふやすといふことは、公安委員会の趣旨上適當でない。こういうふうな私どもは考えておられるわけでございます。

ただ、一方、公安委員の先生のいろいろのお仕事事が非常にふえてきておるといふことは事実でございます。まして、そういうふうな見地から、公安委員の運営のあり等につきましては、それぞれいろいろとくふうがされておりました。公安委員会の開催のしかたとか、あるいは、適當なものには本部長に権限を委任するとか、いろいろとそういうことが行なわれて運営されておられるわけでございます。
○小濱委員 それでは、制約を受けた時間が参りましたので、私の質問はこの程度で終わりたいと思つておられます。

○大野委員長 この際、両案に対する質疑は後刻に行なうことといたします。
○大野委員長 次に、地方財政に関する件について調査を進めます。
この際、地方税法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。本件につきましては、理事会等において協議が

行なわれておりましたが、その結果に基づき大石八治君、山口鶴男君、小濱新次君及び門司亮君から、四党共同をもつて、お手元に配付をいたしております。地方税法の一部を改正する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされております。

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二十九条の五の次に次の二条を加える。
(市街化区域農地)に對して課する固定資産税及び都市計画税の減額)

第二十九条の六 昭和四十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、附則第十九条の三第一項の表の第一号に掲げる市街化区域農地で耕作の用に供されていると認められる農地(当該農地で市街化区域内に点在するものにあつては都市の緑化に寄与し、又は将来緑地として残すことが適當であると認められるものとする。)以下「特例対象農地」といふ。對して課する固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該特例対象農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして附則第十九条又は附則第二十六条の規定によつて算定した税額との差額に相當する額を当該特例対象農地に係る固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税額又は都市計画税額を減額する場合においては、農地課税審議会の議を経て、附則第十九条の三第一項の表の第一号に掲げる市街化区域農地が特例対象農地に該当するかどうかの認定をしなければならない。

(農地課税審議会)

- 第二十九条の七 前条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、市町村に、農地課税審議会を置く。
- 農地課税審議会は、農業に關し学識経験のある者、都市計画に關し学識経験のある者及びその他の学識経験のある者のうちから市町村長が任命する者をもつて組織する。
 - 前項に定めるもののほか、農地課税審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、課税の適正化を図るため市街化の形成状況等を総合的に考慮して検討を加え、その結果に基づき、昭和四十八年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるより必要な措置が講ぜられるべきものとする。

理由

昭和四十七年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、市街化区域農地で耕作の用に供されているもの等について、所要の減額措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大野委員長 この際、その趣旨の説明を求めます。大石八治君。

○大石八治君 お手元にお配りしてあります案文につきましては、先般来、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党との間におきまして、それぞれ検討を続けておりましたところ、このほど意見の一致を見るに至りましたので、便宜私からその立案の趣旨及び内容の概要を御説明いたします。

本案は、各党の合意による案でありまして、各位の御賛同を得て、国会法第五十条の二の規定により、本委員会提出の法律案とし、その成立を希望いたします次第であります。

望いたす次第であります。また、本案の全文でもありますが、これはお手元に配付してあります印刷物によることとし、朗読を省略させていただきます。

次に本案を立案した理由を述べますと、御承知のように、市街化区域内の農地に対する固定資産税及び都市計画税につきましては、周辺の宅地等との間の税負担の不均衡を是正するとともに、土地対策に資するため、昭和四十六年度の税制改正において、段階的に税負担の増加を求めるとともに、されたのであります。昭和四十七年度の課税にあたり、市街化区域農地の実態をさらに適確に把握して、市街化の程度に応じた均衡ある課税を実施することができるようになるため、A農地のうち、耕作の用に供されていると認められる一定の農地については、さしあたり従来の税負担に減額するよう、昭和四十七年度分の固定資産税及び都市計画税について特例を設けようとするものであります。

次に、その内容について御説明申し上げます。まず、いわゆるA農地に対して課する昭和四十七年度分の固定資産税及び都市計画税につきましては、A農地で耕作の用に供されていると認められるもの、ただし、市街地内に点在しているA農地については、都市の緑化に寄与し、または将来緑地として残すことが適当であると認められるものについて、その税額を従来の農地としての税額にまで減額するものとしております。

また、A農地がこの減額措置に該当する農地であるかどうかを認定するため、市町村長の諮問機関として、農業に關し学識経験のある者、都市計画に關し学識経験のある者及びその他の学識経験者をもつて構成される農地課税審議会を設けるものとし、その組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定めるものとしております。

なお、市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税につきましては、課税の適正化をはかるため、市街化の形成状況等を総合的に考慮して検討を加え、その結果に基づき、昭和四十七年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるより必要な措置が講ぜられるべきものとしております。

以上が本案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。何とぞ全会一致御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○大野委員長 これにて、趣旨の説明は終わりました。この際、内閣に意見があれば聴取いたします。渡海国務大臣。

○渡海国務大臣 地方行政委員会提案の地方税法の一部を改正する法律案については、政府としては、事情やむを得ないものと考えます。

○大野委員長 おはかりいたします。地方税法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○大野委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

なお、法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大野委員長 地方税法の一部を改正する法律案の本委員会の提出に際しまして、大石八治君、山口鶴男君、小濱新次君及び門司亮君から、四派共同をもって、市街化区域農地に対する課税に關する件について決議されたいとの動議が提出されております。

本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。小濱新次君。

○小濱委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、市街化区域農地に対する課税に關する件に關する決議案を提出し、その趣旨を御説明いたします。

なお、決議の案文の朗読によりその趣旨説明にかえさせていただきます。

市街化区域農地に対する課税に關する件(案)
政府は、市街化区域農地に対する課税の減額措置に關し、特に左の点について適切な措置を講ずべきである。

一、耕作の用に供されていると認められる農地の認定にあつては、その実情を十分に精査すること。

二、基準財政収入額の算定にあつては、市町村の不利にならぬよう措置すること。

以上であります。なお、理事会において、市街地内に点在する農地については、果樹、花木、茶樹はもとより、その耕作されている作物の種類を問はず、耕作の用に供されているものは緑化に寄与するものと認められる趣旨とする旨の申し合わせが行なわれていることを申し添えておきます。

何とぞ特さまの御賛同をお願い申し上げます。〔拍手〕

○大野委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○大野委員長 起立総員。よって、小濱新次君外三名提出の動議のごとく決しました。

自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡海自治大臣。

○渡海国務大臣 ただいまいたされました決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、適切な措置を講ずるようつとめてまいりたいと存じます。

○大野委員長 おはかりいたします。本決議に關する議長に対する報告及び関係各方面に対する参考送付等の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

ませんか。

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大野委員長 警察法の一部を改正する法律案及び地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 簡潔にお尋ねをいたしたいと思いますが、先ほど来事務当局に対しましてお尋ねをしたわけでありませぬけれども、国家公務員法、地方公務員法については、明文では不当労働行為の規定は書いてございませぬ。しかし、公務員の組合の組織、運営に關する介入や干渉は、不当労働行為の禁止を當然の内容とする憲法二十八条の閉鎖権の保障の規定に反するばかりでなく、違法行為は行なつてはならないという法律の規定に反することは明らかであります。したがって、公務員の労働組合に対する介入、干渉は違法なものである。かように考えますが、大臣としての御見解を承りたいと思ひます。

○渡海國務大臣 たいま山口委員お述べになりましたとおり、地方公務員法の体系の中には、不当労働行為の概念は規定されておられません。これは、いま言われましたとおり、組合に対して支配介入をすることがかつてであるというふうなことを許されたものでなく、正当なる労働組合の活動については、支配介入するようなことは認められておらない。かように私も考えております。

○山口(鶴)委員 いま一点お尋ねをいたします。自治体の首長が、みずからの選挙を自己に有利に戦うために後援会を組織する。そして、その後援会に管理者の大多数を入れ、そしてさらに、管理者が職員に対して、この団体に入つていれば、人事等については思ひようになる、抜てき、昇給も行なえるというふうなことを堂々と語つて歩く。このようなことは地方公務員法第十三条の

「平等取扱の原則」に反し、さらに、地公法第十五条のスポイルシステムの排除という規定に反する違法な行為である。かように考えますが、この点に対する大臣の見解もあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○渡海國務大臣 人事管理は、地方自治の執行にあつたつての最も重要な問題であらうと思ひます。その人事を行なうにあたりましては、私は、本人の能力、適性、勤務成績等によつてのみ行なわれるのが當然のことであると思ひます。特定の団体に入入しておるとか、していいとか、そのようなことによつて左右されるべきものでない。かように私も考えております。

○山口(鶴)委員 大臣の見解、よく承りました。大臣のたいま答弁いたしましたような趣旨に反する自治体が、残念ながら、今日かなり存在することはきわめて遺憾だと思ひます。地方自治の運営につきましては、それぞれ地方自治の立場で運営すべきものではありますけれども、とにかく、違法な行為がまかり通るといふことであつては、法治国家としての秩序は立たぬと思ひます。そういう意味で、自治大臣といたしまして、このような違法行為を行なう地方公共団体に対して、十分な厳格な指導をなさるべきと思ひますが、この点に対する御見解を最後に承つておきたいと思ひます。

○渡海國務大臣 いま御指摘になられたようなことが、遺憾ながら行なわれておるといふ御指摘でございまして、私、まだ、そのようなものを正確に承つておりませんが、そのようなことはなくさなければならぬと思ひますので、十分今後その点注意いたしまして行政を行なうよう、与えられた権限で技術指導を行なうよう、そのようなことがないようになつてほしいと思ひます。

○大野委員長 これにて、両案に対する質疑は終了いたしました。

○大野委員長 これより両案に対し討論を行なう

のでありますが、別に討論の申し出もありませんので、これより採決いたします。

まず、警察法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よって、本案は可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました三法案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と仰ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大野委員長 次回は、来たる四月四日火曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会